

全社民発第 46 号  
令和 2 年 5 月 22 日

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会  
会長 各位

全国民生委員児童委員連合会  
会長 得能 金市  
(公印略)

特別定額給付金の代理申請・受給要請に関する民生委員・児童委員の対応方針  
(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金給付事業に関して)

本会事業の推進に日ごろよりご協力くださり深謝申し上げます。

さて先月末総務省が、新型コロナウイルス感染症緊急対策に基づく特別定額給付金に関する事務連絡を発出しました(令和 2 年 4 月 30 日、「特別定額給付金給付事業について」、別添 1)。

全国で当該給付金の申請手続きが開始されたことに伴い、すでに民児協や民生委員・児童委員(以下、民生委員)に文書等で代理申請・受給に対する協力を要請した市区町村があります。また、民生委員が給付金を代理申請・受給できる旨がホームページ等で広報されています。

全民児連では、金銭が絡む支援活動がトラブルに発展した事例があることから、「金銭の取り扱いが伴う場合の民生委員・児童委員の支援の考え方」(平成 17 年 9 月、別添 2)を示しています。民生委員は金銭の取り扱いが伴う支援を直接に行うべきではないこととした活動方針です。

今般の特別定額給付金給付事業でもこの考え方を基本とし、また新型コロナウイルス感染予防・拡大防止に十分配慮して対応することが重要と考えます。

これらを踏まえ、対応方針と留意点を以下に整理しましたのでご参照ください。

## 記

### 1. 添付書類

#### (1) 別添 1 総務省事務連絡

「特別定額給付金給付事業について」

(令和2年4月30日、総務省自治行政局地方政策課特別定額給付金室長事務連絡、都道府県・指定都市特別定額給付金担当部長あて)

#### (2) 別添 2 全民児連提示方針

「金銭の取り扱いが伴う場合の民生委員・児童委員の支援の考え方について」

(平成17年9月、全国民生委員児童委員連合会)

### 2. 対応方針、留意点

- (1) 代理申請・受給は民生委員の本来職務ではなく、とくに代理受給による金銭の取り扱いを伴う支援は、行うべきではないことが基本です。
- (2) 見守り等の対象者から相談があった場合は、申請手続きの情報提供や申請書の記入の支援など、可能な範囲で必要な支援を委員活動として取り組みましょう。
- (3) 市区町村（民児協担当部課、特別定額給付金給付事業担当部課等。以下同じ）より協力要請があった場合は、民児協が組織として協力できる範囲、内容をご協議ください。（例えば、親族や法定後見人などがいない場合に限り、本人の意向と市町村等からの要請により一定の範囲での支援を行う、など）
- (4) また、申請等の支援にあたっては、市区町村の協力要請のもとに行うことを確認し、民生委員が金銭トラブル等に遭うことがないように、十分な配慮を市区町村に求めてください。地域の新型コロナウイルス感染状況も踏まえ、個々の民生委員の意向をおうかがいください。
- (5) ひとり暮らしの寝たきりの方や認知症の方の同居以外の家族等から、民生委員に直接、代理申請等の依頼があった場合は、委員個人で判断することなく民児協が組織として受けとめ、市町村と十分に連携・調整のうえ、対応をご検討ください。

※各地域の感染者数などの状況に鑑み支援活動をご検討ください。  
新型コロナウイルス感染拡大下での全民児連発信事項はこちらです。  
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/news/>

### 3. 総務省事務連絡（抜粋）

注：下線は全民児連事務局、\*1と\*2の表記は原文どおり

#### 特別定額給付金給付事業実施要領

令和2年4月30日

##### 第1章 基本的枠組み

##### 第6 代理人の範囲

1 申請・受給権者に代わり、代理人として申請を行うことのできる者は、原則として次の(1)から(3)までに掲げる者に限るものとすること。（「特別定額給付金(仮称)の申請・受給の代理について」（令和2年4月27日事務連絡）参照）

- (1) 基準日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の判断が審判された保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など)
- (3) 親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回り\*1の世話をしている者等で市区町村が特に認める者
- (4) 申請・受給権者本人による申請・受給が困難な場合で、かつ、代理が当該支給対象者のためであると認められる場合の任意代理として、例えば、下記のような場合が想定されるものであること。

##### ① 寝たきりの者や認知症の者等の場合

民生委員、自治会長、親類の者その他の平素から申請・受給権者本人の身の周り\*2の世話をしている者について、当該者による代理申請・受給が適当であると市区町村長が特に認める場合には、当該者による代理が可能であること。

この場合、市区町村長は、申請・受給権者と代理人との関係を説明する書類や、民生委員であることを証する書類の提示・写しの添付を求めたり、個別に委嘱状を交付するなどして、当該代理が、これらの者が寝たきりの者や認知症の者などのためになすものであることを確認することとすること。

(中略)

2 代理人の本人確認及び申請・受給権者と代理人との間の代理関係の確認については次の(1)及び(2)のとおりとすること。

(1) 代理人が給付金の代理申請・受給をするときは、原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出することに加え、代理人の本人確認書類及び申請・受給権者との間の代理関係を確認すること。

(以下略)

全国民生委員児童委員連合会

全国社会福祉協議会 民生部 内

TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748 (民生部共通) z-minsei@shakyo.or.jp

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4階